## 国立大学法人東京農工大学入学試験委員会細則の一部改正

現行	改正	改正理由
本則 (委員長及び副委員長) 第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は前条第1 項第1号の <u>理事</u> をもって充て、副委員長は委員の互選により選出する。 2・3 (略)		字句の修正による改正

附 則(令和4年11月22日細則第24号) この規程は、令和4年11月22日から施行する。